ふるさと黒部サポート寄附返礼品登録申請要項

１　目的

ふるさと納税制度による黒部市（以下「市」という。）への寄附の促進と市の魅力発信、地元産品のPRや販売促進による地元事業者の活性化などの相乗効果を図るため、市への寄附者に対して贈呈するふるさと黒部サポート寄附返礼品（以下「返礼品という。」）とするための商品やサービス（以下「返礼品」という）を募集します。

２　事業概要

(1) 返礼品は、パンフレットやふるさと納税ポータルサイトから寄附者が寄附金額に応じて自由に選択できる形となっています。返礼品として登録された商品やサービスは、パンフレットやふるさと納税ポータルサイトを通じて広く全国に紹介されます。

(2) 市は、ふるさと黒部サポート寄附（以下「寄附」という。）に関する業務の効果的、かつ効率的な運営、安全安心に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理や苦情対応に万全を期したうえで、返礼品の取扱業務全般をふるさと黒部サポート寄附業務委託事業者（以下「寄附業務委託事業者」という。）に委託しています。

【事業イメージ】

※原則、以下の流れになります。ただし、返礼品の種類によっては異なる流れになる場合があります

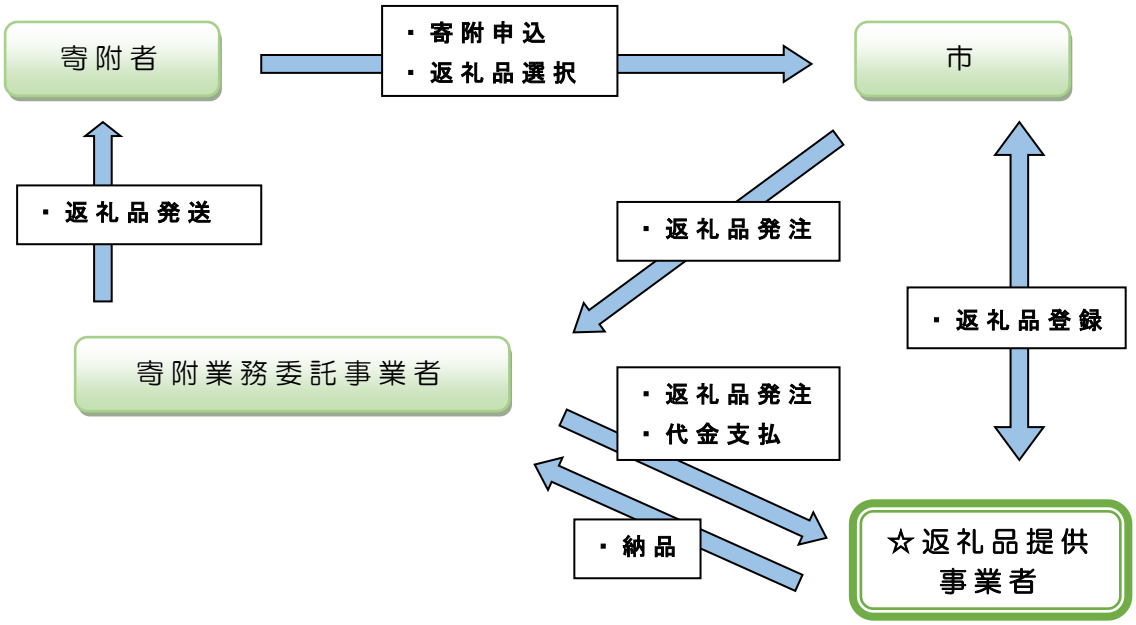

３ 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、次に掲げる全ての事項を満たさなければなりません。ただし、市が適当でないと判断した場合は、登録できないことがあります。

(1) 各種法令を遵守していること。

(2) 市内に事業所（本店・支店等は問わない）を有する法人、その他の団体、個人事業者であること。

(3) 市税の滞納（納税の猶予等を受けている場合を除く）、未申告がないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の４第１項各号の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第１項各号に掲げる者）でないこと。

(5) 黒部市暴力団排除条例（平成24年黒部市条例第２号）第２条第１号及び第２号に規定するもの並びにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。

(6) 寄附業務委託事業者との取引が可能で、必要に応じて連絡を取り合い対応できること。

(7) その他本要項の趣旨に基づき、責任を持った対応ができること。

４ 返礼品の要件

(1) 返礼品は、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

① 市の特産品や魅力のPRにつながるものであること。

② 次のアからオのいずれかに該当するものであること。

ア 市内で生産されたものであること。

イ 原材料の主要な部分が市内で生産されたものであること。

ウ 製造、加工その他の工程のうち主要な部分を市内で行うことで相応の付加価値が生じているものであること。

エ 主に市内で体験又は提供できるサービスであること。

オ 市の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ等。

③ 年間を通じて安定的な供給（品質・数量等）が可能であり、受注後、速やかに発送等の対応ができること。ただし、期間限定、数量限定、受注生産品等、市が認める事由がある場合はこの限りではない。

④ 食料品については、発送手段等を考慮のうえ、発送日を含め４日以上の消費期限が保証されること。生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの等）については

この限りではないが、商品の発送希望日等を事前に寄附者に確認、調整するなど、商品が適切に寄附者の手元に届くよう配慮すること。

⑤ 次に掲げるものに該当しないこと。

ア 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）

イ アに掲げるもののほか、ふるさと納税に関する総務省からの各種通知の趣旨に反するもの

(2) (1)の規定によらず、市が特に認めたものについては、返礼品として認める場合があります。

(3) １返礼品提供事業者あたりの返礼品登録数は５品目までとします。ただし、市との協議において、特に市のＰＲ上効果が高いと認められる場合は、追加登録を行うことができるものとします。

また、既に同種の返礼品が登録されている場合は、登録数を調整する場合又は不採用とする場合があります。

５ 返礼品の価格

返礼品の価格は、寄附業務委託事業者への納品価格とし、100,000円（税込）以内としてください。（価格の設定にあたっては、寄附業務委託事業者と協議してください。）

なお、寄附金額に応じた区分の設定は、返礼品の価格が３割を超えない範囲で市が行います。（送料については市場価格の範囲内で市が負担します。）

６ 申込方法

申込みは、次の(1)から(4)までの書類を市に提出してください。

(1) 登録申込書（様式１－１、１－２）

(2) 宣誓書（様式１－３） ※新規申請を行う事業者のみ

(3) 登録を希望する返礼品の詳細がわかる資料（写真・パンフレット等）

(4) その他市が必要と認める資料

７ 募集期間

随時募集します。（審査には一定の期間を要します。）

８　登録申請に係る補足事項

(1) 登録申請については、本要項に基づき採用の可否を市及び寄附業務委託事業者が審査し、結果を通知します。

(2) 登録された返礼品の内容に変更があった場合は、登録内容変更申請書（様式１－４）を提出するものとします。

(3) 登録された返礼品の出品を辞退する場合は、出品辞退届（様式１－５）を提出するものとします。

(4) 返礼品提供事業者及び返礼品が本要項に定める要件を満たさなくなった場合や、制度改正等により提供される商品やサービスが返礼品としてふさわしくないと判断された場合又は当該返礼品の申込みが少ない場合には、登録を取り消すことがあります。

(5) 登録の有効期限は、登録通知を行った日から当該年度の３月31日までとします。なお、(4)に該当しない場合であって、特段の申し出がない場合は、毎年度、登録を更新するものとします。

９　その他留意事項

(1) 寄附者の個人情報の取扱いについては、黒部市個人情報保護条例その他関係法令を遵守してください。寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。

(2) 返礼品提供事業者は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について市及び寄附業務委託事業者に遅滞なく報告してください。また、返礼品の回収や再配送、補償等が必要となり、市が対応を求めた場合は、返礼品提供事業者の負担として対応するものとします。

(3) ふるさと納税ポータルサイトや市ホームページ等への返礼品の掲載については、市及び寄附業務委託事業者に一任いただきます。

(4) 市及び寄附業務委託事業者が事業の広報を目的として返礼品の写真データの提供等、協力をお願いする場合があります。

10 寄附業務委託事業者等

(1) 寄附業務委託事業者は次のとおりです。

事業者：株式会社ジェック経営コンサルタント（富山市湊入船町３番30号）

事務担当：黒部市地域観光ギャラリー のわまーと（黒部市若栗3212番地1）

(2) 市が利用するふるさと納税ポータルサイトは次のとおりです。

「ふるさとチョイス」 https://www.furusato-tax.jp

運営者：株式会社 トラストバンク（東京都目黒区青葉台３丁目６番28号）

※ポータルサイトは今後、追加予定です。

11 問合せ先

(1) ふるさと黒部サポート寄附全般に関すること。

黒部市役所　企画情報課

〒938-8555　黒部市三日市1301番地

℡：765-54-2115　FAX：0765-54-4461

E-mail：kikakujoho@city.kurobe.lg.jp

(2) 返礼品に関すること。

黒部市地域観光ギャラリー のわまーと（㈱ジェック経営コンサルタント）

〒938-0802　黒部市若栗3212番地1

℡：0765-57-2853　FAX：0765-57-2854